

弁護士に依頼される方へ

神奈川県弁護士会
総合法律相談センター

今回相談した弁護士に事件の処理を依頼したい時は、神奈川県弁護士会の契約書で委任契約を取り交わす必要があります。

神奈川県弁護士会の法律相談では、依頼者の皆様に安心して弁護士に委任をしていただくために、神奈川県弁護士会の契約書で委任契約を取り交わしてもらい、神奈川県弁護士会が契約内容をチェックすることになっております。

つきましては、今回の法律相談を担当した弁護士に依頼される場合には、神奈川県弁護士会の契約書で委任契約を取り交わしていただきますようお願いいたします。契約書の書面は弁護士が持っています。

弁護士と契約書を取り交わした際は、下記①②を必ず確認してください。

- ① 神奈川県弁護士会の契約書で委任契約を取り交わし、依頼者用の契約書を受け取った（裏面A）
- ② 後日、神奈川県弁護士会の承認済スタンプが押された契約書の写しを弁護士から受け取る（裏面B）

ご不明な点や疑問点、手続きに不備がございましたら、下記問合せ先までご連絡ください。

【問合せ先】

神奈川県弁護士会 関内法律相談センター

電話 045 - 211 - 7700（平日午前9時30分～午後5時）

〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地 神奈川県弁護士会館1階

<本日の相談後の流れ>

あなたの相談後の流れに合わせてチェック☑してみてください

